

物品購入等明細書

品名、件名	産業廃棄物収集運搬委託（廃薬品等）（水質第2課）
要求課	技術監理室水質管理センター 水質第2課
納入場所	技術監理室水質管理センター 水質第2課
納期	令和8年3月2日

見積書 提出期限	令和7年12月24日
-------------	------------

産業廃棄物収集運搬委託（廃薬品等）（水質第2課）仕様書

技術監理室水質管理センター水質第2課

1 概要

本作業は、京都市上下水道局（以下「局」という。）技術監理室水質管理センター水質第2課（以下「水質第2課」という。）で保管している産業廃棄物及を受託者が収集し、水質第2課の指示する処分場（11に記載）へ搬入するものである。

なお、作業の施行にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を遵守のうえ、行うものとする。

2 場所

技術監理室水質管理センター水質第2課

京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1

3 履行期限

令和8年3月2日まで

4 予定数量等

別紙のとおり。

なお、数量には多少の誤差があるものとする。また、混合廃棄物は主たる素材に応じた種類に振り分けている。その他取扱の注意事項については、SDSを遵守するものとする。

5 提出書類

(1) 作業着手前

- | | |
|---|----|
| ア 現場代理人等通知書及び経歴書 | 1部 |
| イ 産業廃棄物収集運搬業（積み込み場所及び卸す場所）許可証の写し | 1部 |
| ウ 労働者災害補償保険法の規定による保険加入証明書の写し、又はそれに代わるもの | 1部 |

(2) 作業完了後に提出する書類

- | | |
|----------------------------|----|
| ア 業務完了届 | 1部 |
| イ 作業記録写真 | 1部 |
| ウ 産業廃棄物管理票（マニフェスト） | 1部 |
| エ 請求書・口座振替依頼書（口座登録済の場合は不要） | 1部 |
| カ その他必要書類等 | 1式 |

6 作業内容

(1) 積込み及び搬出作業

受託者は、水質第2課に集積された産業廃棄物（4に記載）を収集し、水質第2課が別途契約する搬入先へ搬入すること。

なお、車両等への表示や書類の携帯など運搬に関する基準を遵守すること。

(2) 周辺清掃

受託者は、収集作業後、当該集積所及びその付近の床面掃き清掃を行い、清潔の保持及び整理整頓に努めなければならない。

7 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 受託者は、本作業を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ水質第2課の書面による承諾を得て、法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、水質第2課との連絡調整及び従事者の指揮監督を行わせるため、現場代理人を選任したうえで、現場代理人等通知書（経歴書添付）を提出し、水質第2課の承諾を得なければならない。また、現場代理人を変更したときは、速やかに水質第2課に届け出ること。
- (3) 作業実施に当たっては、本作業専従者であることが識別できるよう服装等を統一し、名札、資格証等を携帯又は提出すること。
- (4) その他必要となる書類については、水質第2課と協議のうえ、決定するものとする。
- (5) 受託者は搬出に使用するトラックについて、水質第2課と協議のうえ決定するものとする。水質第2課の駐車スペース等を事前に許可を得たうえで確認しておくこと。また、運搬中は収集したごみが飛散しないよう荷台をシートで覆う等の措置を講じること。
- (6) 廃棄物の収集日は、水質第2課と協議のうえ日時を決定すること。
なお、収集日は、作業実施期間内であれば、複数日とすることができますが、平日9時から16時までの間（12時から13時までを除く。）の日時に実施すること。
- (7) 収集日等を変更する際は、水質第2課の承諾を得なければならない。
- (8) 受託者は、集積場における廃棄物の運搬車両への積み込みを、原則として人力で行うこと。
- (9) 本作業の実施に当たっては、近隣住民に対しての迷惑防止に努めるとともに安全確保に万全を期すること。
- (10) 受託者は、廃棄物の収集・運搬・積降及び積卸しの際の事故について、受託者が一切の責任を負担するものとする。
- (11) 受託者は、産業廃棄物の収集・運搬の際は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という）を運用し、マニフェストにかかる費用は受託者が負担すること。またマニフェストは産業廃棄物の収集・運搬車両ごとに記載されるものとし、作業完了後水質第2課に提出すること。

8 過積載防止処置等について

違法な過積載運行を防止するため、次のことを遵守すること。

- (1) 積載重量制限を超えて廃棄物を積込まないこと。
- (2) さし枠装着車、不表示車等に廃棄物を積込まないこと。
- (3) 過積載、さし枠装着車又は不表示車等を廃棄物等の運搬等に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

9 秘密保持事項

- (1) 受託者は、作業のために提出された秘密書類及び個人情報を作業の目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は、作業遂行上知り得た秘密情報を他に開示及び漏えいしてはならない。履行期間終了後及び契約解除後も同様とする。

10 雜則

- (1) 仕様書などに疑義がある場合、見積提出前に説明を受けること。契約決定後、疑義が生じた場合は、水質第2課と協議のうえ、決定する。
- (2) 受託者の過失により、建物及び器物を破損又は滅失した場合、速やかに水質第2課に報告したうえで、その損害を賠償しなければならない。
- (3) 局及び受託者は、相手方が契約に違反したときは、契約を解除することができる。ただし、当該産業廃棄物の収集運搬業務が未だに完了していないときは、当該産業廃棄物の収集運搬業務を完了した後でなければ、契約を解除することはできない。
- (4) 見積合せに参加する者のうち水質第2課に保管している廃棄物の確認を希望する者については、事前に水質第2課へ連絡のうえ、別に定める日（別紙2に記載）に現場確認を行うことができる。
- (5) 見積合せに参加する者及び現場確認を希望する者は、産業廃棄物搬入先に受け入れが可能か予め確認をしておくこと。

11 産業廃棄物搬入先

(1) 産業廃棄物搬入先

ア 搬入先	ジャパンウェイスト株式会社 神戸工場
住所	兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町 21 番 1、22 番、22 番 1、2、3、4、5
イ 搬入先	ジャパンウェイスト株式会社 新門司工場
住所	福岡県北九州市門司区新門司三丁目 81 番 5 号
ウ 搬入先	ジャパンウェイスト株式会社 ひびき工場
住所	福岡県北九州市若松区響町一丁目 111 番 2

廃薬品等のリスト(下見積用)

薬品名	容器容量	本数	数量	単位	性状	荷姿	産業廃棄物の種類
テレピン油	500	1	500	mL	液体	ガラス容器	特別管理 引火性廃油
クレゾール石けん液	500	1	500	mL	液体	ガラス容器	廃アルカリ
酢酸アンモニウム	500	1	500	g	固体	プラスチック容器	汚泥
シアソ廃液(シアソ70mg/L程度)	20	2	40	L	液体	プラスチック容器	特別管理 特定有害(廃アルカリ)
非塩素系有機溶剤廃液(主にアセトン,メタノール,ヘキサン,アセトニトリル)	20	6	120	L	液体	プラスチック容器	特別管理 引火性廃油

現場確認について

10(4)に規定する現場確認の日程は以下のとおりとする。

実施日：令和7年12月19日（金）、22日（月）

時 間：両日とも午前9時30分から午前11時30分までの間及び午後1時から午後3時
までの間

現場確認を希望する場合は、必ず前日の午後4時までに水質第2課に連絡すること。

連絡先：上下水道局技術監理室水質管理センター水質第2課（担当 矢部、大原）

電話 075-691-8545

※ 車両の駐車は可能です。